

保護者様

福島市立森合小学校長 野木 勝弘

臨時休業の延長期間における分散登校について

すでにお知らせしました通り、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が、5月31日まで延長することになりました。この期間は、臨時休業長期化における児童の心身の健康や学習・生活の状況確認やケアのため、感染予防に最大限配慮した上で、実施可能な教育活動を段階的に実施する機会として設けることになりました。このことに関する日本政府及び福島市教育委員会の見解は次の通りです。

＜日本政府の見解＞

- 学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。
- 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考え方が重要である。
- 地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。
- 中学校3学年、小学校6学年・1学年から優先的に分散登校を行い、感染症対策を行いながら学校生活を送る。

＜福島市教育委員会の見解＞

- 5月11日(月)～15日(金)の間に1回、分散による登校日を設ける。
- 5月18日(月)の週から、学校の状況に応じた段階的な分散登校期間とする。
 - ・ 週2回の分散登校(半日、3時間程度)
 - ・ 小学校1・6学年、中学校3学年は週3回の分散登校
- この間、県の休業要請解除決定があれば、その日より学校再開とする。

この見解に基づき、本校では各学級の児童をA・Bの2つのグループに分けて、計画的に分散登校を実施します。お子様の登校日や日程等については、別配付の「5月18日(月)～5月29日(金)の分散登校について」をご覧ください。

これからの社会を多くの人々と共に生きていく児童にとって、「学校」という一つの社会の中で、感染症から自分と周りの人々を守る意識やそのための生活習慣(新しい生活様式)を身に付けていくことが必要と考えます。また、学習指導要領の趣旨に基づく学習を実施することにより、児童一人一人が「生きる力」を身に付け、こうした課題を解決していく能力を付けることも不可欠です。このような考えから、本校では下記のように対応していくことにしました。保護者の皆様とも意識と方法を共有しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 基本方針

- (1) 集団感染を防止するため「3つの密」を避ける。児童の席の間を1～2m離すために、各学級の児童をA・Bの2つのグループに分けて分散登校する。
- (2) 基本的な感染症対策の方法を具体的に指導し、習慣化を図る。
- (3) 児童の免疫力を高める働きかけをする。
- (4) 登校日の学習指導と家庭学習を連動させ、学習サイクルが定着できるようにする。
- (5) 児童のストレスや不安に関する心のケアに気を配るとともに、今回の感染症等に由来する偏見や差別には毅然として対応する。
- (6) 家庭と新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識と行動を共有しながら進める。

2 具体的な対応

(1) 朝、家庭で行っていただくこと

- ① 毎朝、検温するとともに風邪症状等がないか確認し、配付された「健康状態連絡票」に記入し、児童に持たせてください。
- ② 発熱や風邪症状等がある場合は、学校を休ませてください。この場合は「出席停止」となり、欠席日数には数えません。
- ③ マスクを着用させてください。手に入りにくいかと思いますが、自作することもできるので、できるだけ用意してください。
- ④ 毎日、清潔なハンカチとティッシュを持たせてください。

(2) 学校全体で行うこと

- ① 基本的な感染防止策（手洗い・咳エチケット等）の方法を各学級で具体的に指導するとともに、確実に実行するように呼びかけます。（液体石けんを水道に用意します）
- ② 多くの児童が手を触れる箇所や教材・教具を消毒液で拭きます。
- ③ 医療的ケアが必要な児童や基礎疾患等のある児童を把握し、個の状況にあった措置がとれるようにします。（「健康状況調査票」に記入していただいておりますが、心配なことがありましたらご相談ください。）

(3) 学校生活の中で各担任が行うこと

- ① 朝の健康観察を丁寧に行い、特に次の点は注意します。
 - 「健康状態連絡票」を確認し、家庭で検温していない児童は検温します。
 - 風邪症状等が見られる場合は再度検温し、発熱や倦怠感等がある場合は、保護者に連絡の上、早退させます。
- ② 学校にいる間、常に児童の健康状態に目を向け、異状を感じたら検温します。発熱が認められたら、保護者に連絡の上、早退させます。
- ③ 教室の戸を2カ所開け、教室の温度を保ちつつ常に換気するようにします。

(4) 学習指導の内容・方法等について

- ① 学校で行う学習指導と家庭学習を連動させ、学校再開後の授業に生かします。
 - 主に今年度の教育課程に基づく学習を進めます。
 - 登校日に行う学習指導と家庭学習として課す課題の内容を関連付けます。
 - 登校日には家庭学習課題のプリントやノート等を回収し、学習状況を確認します
- ② 机の向きは全員黒板を向かせ、児童同士が対面に座らないようにします。
- ③ 運動する場合は、密集しないように配慮します。

(5) 児童の心のケアについて

- ① ストレスや不安をもっている児童がいることを全教職員が意識し、健康観察とともに児童の内面の変化にも気を配り、変化を感じたら早めに声をかけるようにします。
- ② ストレスや不安等から、周りの人への偏見や差別につながらないように配慮します。
- ③ 不安や悩みごとがある場合には、担任の先生や相談しやすい先生に遠慮なく相談するように、繰り返し働きかけます。
- ④ 支援が必要な児童については、保護者と相談するとともに、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して対応します。

3 その他、保護者の皆様と共有したいこと

- (1) 感染拡大を防ぐ最大の力は、正しい知識と一人一人が行動を変えることだと言われていきます。3・4ページに感染症に関する基本的な知識を整理しましたのでご覧ください。本校はこれを踏まえて具体的な対策をとっています。
- (2) 朝、ご家庭で検温できなかったときは、「健康状態連絡票」の該当欄にチェックしてください。学校の体温計の数には限りがあるので、ご協力お願いします。
- (3) 学校再開後の授業では、家庭学習の課題を学習したこととして進めることになるので、しっかり学習に取り組むように指導しました。ご家庭でも特段のご配慮をお願いします。
- (4) 5月28日から予定していた個別懇談は、6～7月に延期します。
- (5) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、この措置が変更することになります。その際はできるだけ早く連絡します。

（事務担当 教頭 氏家博行 電話557-0155）